

受精卵・卵子・精子の凍結保存規定(第1版)

1) 保険での保管対象

① 受精卵 ～2022年4月より保険適用～

2022年3月以前に凍結を行った受精卵

2022年4月以降に保険で採卵・凍結を行った受精卵

※2022年4月以降に自費で採卵・凍結を行った受精卵は**保険での保管対象外**

② 卵子

保険での保存対象外

③ 精子 ～2024年6月より保険適用～

2022年3月以前に凍結を行った高度乏精子症の射出精子・精巣内精子

2022年4月以降に保険で凍結を行った高度乏精子症の射出精子・精巣内精子

※2022年4月以降に自費で精子凍結を行った場合は**保険での保管対象外**

※採卵当日に出張など自己都合で不在の場合に行う精子凍結は**選定療養の対象**

2) 保管期間・料金

① 凍結保管する期間は自費・保険ともに凍結日から1年間となります

※複数回に分けて凍結を行った場合の凍結保管期限は最後に凍結を行った際にお渡しした報告書に記載してある日付になります

② 凍結保管の期限は治療の際にお渡しする体外受精報告書・融解胚移植報告書・精子凍結報告書・卵子(未受精卵)凍結報告書に記載しています。受け取った報告書は大切に保管して、必ずご自身で保管の期限を管理してください。

③ 凍結保管料は診療報酬または当院HP記載の料金に準じます(詳細は当院HPをご覧ください)

④ 凍結保管期間中に凍結胚を融解して凍結保管している胚がなくなる際、融解を行う日が凍結保存期間満了を1日でも過ぎる場合は1年分の凍結保管料が発生します。融解時期などのスケジュールは診察時に必ず医師にご確認ください。

⑤ 凍結保存期間中に凍結保存規定が変更になった場合(診療報酬改定・凍結保管料の変更・凍結保管期間の変更等)、変更直後の延長手続き時から変更された最新の規定が適用になります。

3) 凍結保管期間満了のお知らせ

① 保管期間満了の約1か月前に保管期間満了のお知らせをメールでお知らせします。保管期限までに必ず保管継続または廃棄手続きを完了してください。

② メールアドレスの登録間違い、メール受信拒否設定、迷惑メールフォルダへの振り分けなどにより、当院からのメールが受信できなかったとしても当院に一切の責任はありません。必ずご自身の責任で、受信可能なメールアドレスの登録、当院からのメールの受信設定をお願いします。

4) 凍結保管期間の延長を希望する場合

① 保険での更新延長

保険で治療中であることが必須となります、治療再開する際に医師・看護師にお申し出ください。手続き（継続同意書のご提出・凍結保管料のお支払い）はすべて来院して行っていただきます。**妊娠・出産等の自己都合での治療中断は保険での更新延長の対象外**となります。自費での更新延長手続きをお願いします。保険での治療再開後、自費の凍結保管料を一部返金して保険での更新延長手続きに切り替えていただきます。

※凍結検体を融解して凍結保管している検体がなくなる場合は「保険への切り替え」「自費の凍結保管料の一部返金」は行いません

② 自費での更新延長

保管継続兼廃棄同意書を当院 HP からダウンロード・印刷していただき、保管期限までに当院まで郵送（保管期限日必着）またはご持参ください。凍結保管料は当院指定の口座にお振込みいただくか、受付窓口でお支払ください。保管継続兼廃棄同意書はご提出前に必ずご自身でコピーして保管をお願いします。保管継続兼廃棄同意書の郵送費・振込手数料は患者さまのご負担となります。また郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません（必要に応じ、書留等をご利用ください）

③ 手続き完了後

保管継続兼廃棄同意書の提出、凍結保管料のお支払い、両方が確認できた時点で保管期間を1年間延長します。手続きに不備があった場合のみ当院から確認のご連絡をいたします。手続き完了のご連絡は行っておりません。

※保管期限までに「保管継続兼廃棄同意書のご提出」「凍結保管料のお支払い」のどちらか一方でも確認できない場合、不備不足がある場合は保管継続いたしません（廃棄手続きをとらせていただきます）。必ず保管期限までに継続手続きを完了してください。

5) 凍結保管期間を延長せずに廃棄を希望する場合

① 2024年11月以前に凍結を行っており保管継続兼廃棄同意書が未提出の方

保管期限満了日までに必ず廃棄同意書を当院まで郵送またはご持参ください。廃棄同意書の郵送費は患者さまのご負担となります。また郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません（必要に応じ、書留等をご利用ください）。

※廃棄同意書を当院が受理した時点で、凍結検体を廃棄いたします。廃棄同意書ご提出後の撤回には応じられません。

② 保管継続兼廃棄同意書を提出済みの方

保管期限までに継続手続きが行われなかった場合は廃棄することに事前に同意をいただいているので、再度書類をご提出いただく必要はありません。保管期限を過ぎたら廃棄します。

6) 患者さまから当院への連絡義務

① 当院から患者さまに凍結を継続されるか、廃棄するかの確認はしておりません。保管期限までに保管継続または廃棄のどちらかの手続きを必ず行ってください。

- ② 凍結保管期間満了のお知らせはメールで行っております。卵子・受精卵は女性側、精子は男性側に連絡をします。当院からの受精卵に関する一切のご連絡は女性側を代表連絡窓口とさせていただきます。当院から男性側への連絡は行いません。
- ③ 受精卵の所有権はご夫婦にあります。離婚・事実婚を解消した場合や夫婦のいずれかが死亡・行方不明の場合は、1ヶ月以内に当院へ連絡していただき廃棄の手続きを行ってください。過去には妻・夫の意思が反映されず、更新手続きや治療が進められた事例があります。当院では書面の筆跡鑑定は行っておらず、かかる事例につき当院では一切責任を負えませんので、充分ご留意ください。

7) 凍結保管期間満了後も継続・廃棄どちらの手続きも行われない場合(保管継続兼廃棄同意書未提出)

- ① 保管期限満了までに継続、廃棄のどちらの手続きも行われない場合で、廃棄同意書の提出もない時、当院では患者さまの同意なく廃棄することができないため、凍結検体の保管を継続せざるを得ません。また期限を過ぎてから継続・廃棄同意書をご提出いただいても、保管にかかった費用・事務手数料は患者さまにお支払いいただく義務が残ります。この場合、**凍結保管期限の翌日から凍結保管料+事務手数料 5,500 円**を請求させていただきます。
- ② ご夫婦のいずれかでも凍結保管料の未払い、または同意書の未提出がある場合は、治療開始の予約ができません。また、支払いを行い治療を開始した場合でも、治療中に新たに未払いが発生した場合は当院での治療を継続することはできません。

8) 保管責任について

- ① 災害(地震・火災などの不可抗力)により、受精卵・卵子・精子の損傷・損失が生じた場合には、患者さまの意思に関係なく凍結検体は廃棄されます。またこの場合の補償などは一切応じられません。
- ② 閉院等により当院で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結された受精卵・卵子・精子を移送する手続きを行う等、出来る限りの範囲で対応しますが、移送先の施設は患者さまご自身で探していただきます。なお、移送に関わる料金はすべて自費となり、患者さまご自身で負担していただきます。

[附則]

- ・この規定は2024年11月1日から適用されます。